

常勤役員に対する報酬及び業務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まつみ福祉会（以下、「法人」という。）の常勤役員に対する報酬の額及び支給方法について必要な事項を定める。

(役員業務)

第2条 法人の役員は、次の業務を担当し、法人を指揮する。

職名	業務
理事長	理事会・評議員会を開催 法人全体を統括 法人の権利義務・人事・契約に関すること

(報酬と支払方法)

第3条 常勤役員に対する月当たりの報酬は次のとおりとし、賞与は支給しない。

- (1) 理事長 160,000円
- 2 報酬および旅費の支払方法は、職員給与規程および旅費規程による。
- 3 第1項の役員が法人内の他の役職又は職種と兼務する場合は、役員報酬のみを支給する。

附則 1 この規程は、令和元年7月1日から適用する。